

## 平成22年第5回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時	平成22年5月11日(火)	午後1時30分
2 場 所	南北海道教育センター	
3 出席委員	橋田委員長, 小葉松委員, 星野委員, 多賀谷委員	
4 欠席委員	河村委員	
5 事務局	妹尾生涯学習部長, 平馬学校教育部長, 小林生涯学習部次長, 岡崎生涯学習部次長, 対馬管理課長	
6 傍聴者	2名	
7 付議事項		
日程第1	議案第1号	平成22年度教育費補正予算要求に関し, 議決を求めることについて
日程第2	議案第2号	函館市社会教育委員の解任に関し, 議決を求めることについて
	議案第3号	函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
	議案第4号	博物館協議会委員の解任に関し, 議決を求めることについて
	議案第5号	博物館協議会委員の任命に関し, 議決を求めることについて
	議案第6号	函館市学校教育審議会委員の解任に関し, 議決を求めることについて
	議案第7号	函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
	議案第8号	函館市就学指導委員会委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
	議案第9号	函館市入学準備金貸付審査委員会委員の解任に関し, 議決を求めることについて
	議案第10号	函館市入学準備金貸付審査委員会委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
日程第3	報告事項	・弥生小学校校舎等新築実施設計の概要について  ・木直小学校・磨光小学校の統合について
日程第4	市立小・中学校教員との懇談会	

### ■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に, 小葉松委員, 星野委員を選任。
- 本日の議案のうち, 日程第1, 議案第1号「平成22年度教育費補正予算要求に関し, 議決を求めることについて」を秘密会としたいが, 如何か。

- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。
- 日程第1, 議案第1号「平成22年度教育費補正予算要求に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

#### ■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 日程第2, 議案第2号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」から、議案第5号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

#### ■生涯学習部長

- 議案第2号から議案第5号までの4件について、順次説明する。
- 議案第2号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」は、推薦団体からの申し出により、現委員稲垣慎太郎氏ほか2名を平成22年5月11日をもって解任しようとするものである。
- 議案第3号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」は、解任委員の後任として、佐野太三氏ほか2名を平成22年5月11日から前任者の残任期間である平成24年3月10日まで委嘱しようとするものである。なお、参考として次ページに委員の名簿を添付している。
- 議案第4号「博物館協議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」は、推薦団体からの申し出により、現委員中西英明氏を平成22年5月11日をもって解任しようとするものである。
- 議案第5号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」は、解任委員の後任として、黒崎勇司氏を平成22年5月11日から前任者の残任期間である平成24年2月21日まで任命しようとするものである。なお、参考として次ページに委員の名簿を添付している。

#### ■橋田委員長

- 議案第2号から議案第5号までは、原案のとおり可決する。
- 議案第6号「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」から、議案第10号「函館市入学準備金貸付審査委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

#### ■学校教育部長

- 議案第6号から議案第10号までの5件について、順次説明する。
- 議案第6号「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」は、推薦団体からの申し出により、現委員長谷恵氏ほか5名を平成22年5月11日をもって解任しようとするものである。
- 議案第7号「函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」は、解任委員の後任として、藤川隆氏ほか5名を平成22年5月11日から前任者の残任期間である平成23年8月31日まで委嘱しようとするものである。なお、参考として次ページに委員の名簿を添付している。
- 議案第8号「函館市就学指導委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」は、委員の任期満了に伴い、渋谷好孝氏ほか19名を平成22年5月26日から平成24年5月25日まで委嘱しようとするものである。

- 議案第9号「函館市入学準備金 貸付審査委員会委員の解任に関し、議決を求めることについて」は、推薦団体からの申し出により、現委員黒田信彦氏を平成22年5月11日をもって解任しようとするものである。
- 議案第10号「函館市入学準備金 貸付審査委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」は、解任委員の後任として、小林雄司氏を平成22年5月11日から前任者の残任期間である平成23年8月31日まで委嘱しようとするものである。なお、参考として次ページに委員の名簿を添付している。

#### ■橋田委員長

- 議案第6号から議案第10号までは、原案のとおり可決する。
- 日程第3、報告事項の1点目、「弥生小学校校舎新築等実施設計の概要について」を生涯学習部長から報告を求める。

#### ■生涯学習部長

- 平成21年4月1日に統合した弥生小学校の校舎等新築については、基本設計の結果を平成21年5月20日の教育委員会定例会にて報告したところである。この新築事業については、実施設計業務を平成21年7月30日に、委託料3,633万円で二本柳慶一建築研究所・澄建築設計事務所・はいや建築設計事務所・ヨコヤマ設計事務所・関建築設計事務所の共同企業体へ業務委託をし、設計を進めてきたところであるが、このたび、この実施設計がとりまとまったので、その概要を説明する。
- 建設地は、旧弥生小学校の敷地である弥生町4番1である。また、敷地面積は11,729㎡である。
- 校舎の構造は、鉄筋コンクリート造、地階1階・地上3階建。屋内運動場の構造は、鉄筋コンクリート造、および鉄骨造、平屋建てとなっている。
- 3ページの延べ面積については、校舎が4,789.25㎡、屋内運動場が1,083.07㎡、渡り廊下16.52㎡、斜路96.10㎡。学童保育所が129.11㎡、合計6,114.05㎡となっている。なお、校舎の延べ面積については、基本設計から約200㎡の面積増となったが、学校からの要望により階段下等のデッドスペースを物品庫等の物入れに変更したためである。その他、グラウンドが3,374㎡、駐車場は屋内運動場前に20台が駐車可能となっている。
- 校舎の配置については、中庭の樹木を残すため、基本設計から渡り廊下の位置を変更したが、校舎および屋内運動場等の位置に変更はない。なお、グラウンドへの強風を防ぐため、グラウンドの東坂沿いに緑地帯を設けることとした。
- つづいて、諸室の配置であるが、地階に関しては、職員玄関、メモリアルホール、昇降口、図書室、コンピュータ室、学童保育施設を配置している。
- 1階は、弥生坂側に、日当たりを考え普通教室、特別支援教室および多目的教室を配置した。なお、2階・3階についても、同じく弥生坂側に普通教室等を配置する。1階の弁天末広通り側には、グラウンドに直接出入りができ、児童玄関に近いことから、管理部門の職員室、校長室、教育相談室、保健室、放送室を設ける。
- 2階の弥生坂側には、給食の配膳室と体育館、渡り廊下を配置する。2階のコーナー部分には、多目的ホールを配置し、弁天末広通り側には、家庭教室、図画工作教室、音楽室を配置する予定である。
- 3階のコーナー部分には、基本設計では吹き抜けを配置していたが、眺望等も良いことから視聴覚室兼ランチルームを配置することとした。また、弁天末広通り側に理科室を配置する。理科室の隣にはテラスを設けるので、授業の内容によっては活用ができる配置としている。
- 9ページには、東坂側と弁天末広通り側、弥生坂側から見た立面図が載っているが、この部分の外壁は景観形成指定建築物等の指定継続のため、保存と復原を行う。

- 下段の弥生坂側から見た校舎であるが、左側の職員玄関から右手の体育館までは14mの高低差があるため、地上と校舎で3段の段差が生じている。
- 10ページは、グラウンド側から見た弁天末広通り側の校舎と弥生坂側の校舎の立面図・断面図である。
- 11ページは、グラウンド側から見た弥生坂通り側の校舎の断面図となっており、その下に体育館の立面図を掲載している。
- 次に、設備内訳であるが、暖房設備については、主にガス暖房を設置し、児童昇降口やトイレなどには電気暖房を設置する。
- 給水設備については、受入槽は必要なく直圧給水方式を採用した。
- 給湯設備については、ガス湯沸かし器を、職員室、保健室、用務員室、家庭教室、図画工作教室、理科教室、学童保育所の計7箇所に設置する。
- 防犯設備については、防犯カメラを3箇所、インターフォンを4箇所、電気錠を2箇所に設置することとしている。
- 4の「旧弥生小学校校舎部材の再利用状況」については、景観形成指定建築物等の指定継続のため、都市景観審議会から「内部の仕上げ材や建具等をできる限り再利用し、当該建築物の歴史と文化を将来に継承していくよう努める」よう答申を頂いており、エコスクールの観点からも旧校舎部材の再利用を進めるよう実施設計で検討したので報告する。
- まず、旧校舎のフローリング材を新校舎の床材として、地下の昇降口、メモリアルホール、階段室、管理人室、1階の多目的教室、2階の多目的ホール、3階の視聴覚教室の7箇所に利用する。
- また、旧校舎のフローリング材を新校舎の腰壁材として、地下の図書室およびコンピュータ室、1階の校長室、職員室、2階の音楽室、多目的ホール、3階の視聴覚教室の6箇所に利用する。その他として、昇降口の引き戸、職員玄関のモザイクタイル、扉、かまち、石段、メモリアルホールの扉、図書室およびコンピュータ室の可動間仕切、地下階段室の手摺笠木、物品庫と用務員室の引き戸、管理人室のカウンターについて、旧校舎の材料を再利用する。
- 最後に5の「スケジュール」であるが、今年度においては、残っている校舎を解体し、校舎および学童保育所の建設工事に着手する。屋内運動場の建設工事については、平成23年度着手の予定である。建設完了については、基本設計時には平成24年3月とし、供用開始を平成24年度からとしていたが、平成23年12月末完成、平成24年1月供用開始を予定している。

#### ■橋田委員長

- 報告事項の2点目、「木直小学校・磨光小学校の統合について」を学校教育部長から報告を求める。

#### ■学校教育部長

- 木直小学校と磨光小学校の統合については、先月の定例会の中で、学校教育審議会の審議経過をご報告したが、先月末に審議会総会が開催され、答申内容が決定し、先週の金曜日に審議会会長と副会長から答申書の提出および審議の概要について説明があったので、その内容について、報告する。
- 資料の3ページをお開き願いたい。
- 審議会では、総会の後、第1回目の小委員会を3月17日に開催し、学校施設や通学区域の現況を調査するとともに、両校のPTA役員および町内会役員に参集いただき、この統合についての意見を聞いたところである。
- 木直小学校の保護者からは「子どもたちのことを考えて、まず統合を進めて欲しい。」、磨光小学校の保護者からは「お互いに意見交換するなどして、児童・保護者の不安を和らげていきたい。」、地域の意見としては「早急に結論を出すのではなくて、もう少し時間をかけては」とい

う意見もあったが、総じて保護者の考えを尊重し、早く統合を進めてあげて欲しいとの意見が大多数を占めたとのことである。

- 審議会では、意見聴取会で述べられたこれらの意見を踏まえつつ、「子ども達のためにどうすべきか」を基本的な考え方として、両校の統合の必要性について審議が行なわれたところである。
- 両校は、これまで保護者や地域の協力の下、それぞれの特色を生かしながら教育活動を行ってきたが、両校ともに児童数は年々減少し、とりわけ木直小学校では完全複式学級になる見込みとなっている。そのような状況になった時に、今までの良さを出せるような教育活動を行えるかどうか懸念されることや、木直小の児童の中には磨光スポーツ少年団で活動を行っている実態があることから、統合してもスムーズに進むのではないのかなどの議論を交わす中で、小規模校の長所を認めつつも、より多くの子どもの中で更に教育活動の一層の充実を図るという視点から、両校の統合が必要であると結論付け、その時期については来年4月ということで、まとめられたところである。
- また、統合した場合の「統合校の位置および通学区域について」であるが、統合校の位置については、一定程度、意見の統一が図られており、保護者や地域は統合校を磨光小学校と考えていることや、統合校と望んでいる磨光小学校は、多様な学習形態に対応し、子ども1人1人の主体的な学習活動を支援するための広々としたオープンスペースの機能を備えるとともに、地区プールや南茅部ふるさと文化公園等が併設され、非常に恵まれた環境にある。統合した場合には7学級になると見込まれているが、施設の対応が可能なことや、若干図書室が狭いという状況はあったが、各スペースを活用するなどの工夫により解消可能であることなどから、保護者・地域の意向や、磨光小学校の学習環境を踏まえ、統合校の位置は磨光小学校とし、通学区域については、通学区域を変更することによる不要な混乱を招かないためにも、現在の両校の通学区域をそのまま統合校の通学区域とするということで、整理をされたところである。
- 以上が、調査・審議の概要であり、この審議の内容を元に答申書が作成されたところである。
- 答申書について説明する。
- 両校の統合については、木直小学校のPTAが、より多人数での教育活動を、また、磨光スポーツ少年団で活動を行っている実態があることなどから、磨光小学校との統合に向けた要望書が提出されたことを冒頭で述べ、審議会としては、小規模校の長所を認めつつも、両校の児童数の推移や保護者の意向を踏まえ、両校の統合が必要であると結論付けされている。
- 次に、両校の統合を結論付けてから「統合校の位置」や「統合校の通学区域」について記載し、最後に審議会から教育委員会に対しての要望として、3点の付帯事項が挙げられている。
- 1点目として、平成23年4月の統合の実現に向けて努力すること。2点目として、通学路の安全確保とスクールバスの運行すること。最後に、統合が実現するまでの間、子ども達や保護者の不安を解消するための交流活動を行ったり、また、統合校の教職員の配置について配慮することも含めて、付帯事項とされている。
- 以上が答申書の内容である。
- 事務局としては、今後、この答申内容を踏まえ、今月中には保護者や地域を対象とした懇談会を開催し、両校のPTAから同意を得た上で、学校関係者や保護者、地域の方などで構成される統合委員会を発足させたいと考えており、順調にいけば9月の定例会において、学校設置条例の一部改正を予定しており、来年4月の統合に向けて進めてまいりたいと考えている。
- 今後、PTAから同意書等の提出など、その場面ごとに報告させていただく。

#### ■市立小・中学校教員との懇談会

- 2班に分かれ、市立小・中学校教員との懇談を行う。参加教員22名。

#### ■終了宣言

○ 午後3時42分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 星 野 立 子

調製者庶務係 山 本 茂 義